

大阪広域水道企業団工業用水道事業給水条例の一部を改正する条例を公布する。

平成31年 2月22日

大阪広域水道企業団
企業長 竹山 修身

大阪広域水道企業団条例第6号

大阪広域水道企業団工業用水道事業給水条例の一部を改正する条例

第1条 大阪広域水道企業団工業用水道事業給水条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(料金及び使用料の納付) 第22条 料金及び使用料は、1月分ごとに <u>検針の日の翌日（その日が大阪広域水道企業団の休日に関する条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第8号）第2条第1項に規定する企業団の休日に該当する場合にあっては、その翌日）から20日以内（当該期間の末日が日曜日又は銀行法施行令（昭和57年政令第40号）第5条第1項各号に掲げる日のいずれかに該当する場合にあっては、これらの日の翌日まで）</u> に納付しなければならない。ただし、企業長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。	(料金及び使用料の納付) 第22条 料金及び使用料は、1月分ごとに <u>検針の日から20日以内に（当該期限が日曜日又は銀行法施行令（昭和57年政令第40号）第5条第1項各号に掲げる日のいずれかに該当する場合にあっては、これらの日の翌日までに）</u> 納付しなければならない。ただし、企業長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

第2条 大阪広域水道企業団工業用水道事業給水条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(費用の算出方法) 第12条 第8条及び前2条の費用の額は、次に掲げる費用の額の合計額 <u>に100分の110</u> を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。	(費用の算出方法) 第12条 第8条及び前2条の費用の額は、次に掲げる費用の額の合計額 <u>に100分の108</u> を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）とする。

(1)―(5) (略)

2 前項各号に掲げる費用のほか、特別の費用を必要とするときは、その費用に100分の110を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を同項により算出した額に加算する。

3 (略)

(料金)

第20条 料金は、次に掲げる基本料金、超過料金及び使用料金（それぞれの額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）の合計額に100分の110を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、1月ごとに使用者から徴収する。

(1)―(3) (略)

(使用料)

第21条 メーターの使用料は、1箇1月につき次の表に掲げる金額に100分の110を乗じて得た額とし、1月ごとに使用者から徴収する。

(略)

(延滞金)

第24条 料金、使用料及び負担金（基本使用水量の減量に係るものを除く。）を納期限までに納付しなかったときは、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納付金額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に対し、年9パーセントの割合で計算した延滞金を徴収する。

2 (略)

(1)―(5) (略)

2 前項各号に掲げる費用のほか、特別の費用を必要とするときは、その費用に100分の108を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を同項により算出した額に加算する。

3 (略)

(料金)

第20条 料金は、次に掲げる基本料金、超過料金及び使用料金（それぞれの額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）の合計額に100分の108を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）とし、1月ごとに使用者から徴収する。

(1)―(3) (略)

(使用料)

第21条 メーターの使用料は、1箇1月につき次の表に掲げる金額に100分の108を乗じて得た額とし、1月ごとに使用者から徴収する。

(略)

(延滞金)

第24条 料金、使用料及び負担金（基本使用水量の減量に係るものを除く。）を納期限までに納付しなかったときは、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納付金額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）に対し、年9パーセントの割合で計算した延滞金を徴収する。

2 (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、同年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第2条の規定による改正後の大阪広域水道企業団工業用水道事業給

水条例第20条の規定にかかわらず、施行日から平成31年10月31日までの間に行う料金の請求に係る当該料金の算定については、なお従前の例による。